

第Ⅳ章

取り組みの推進

1. 取り組みの推進

健康増進法は、第2条において各個人が生活習慣への関心と理解を深め、自らの健康状態を自覚して、生涯にわたって健康増進に努めなければならないことを国民の「責務」としています。また、第8条において、自治体はその取り組みを支援するものとして、計画化への努力を義務づけています。

1-1 町民一人ひとりの取り組みの推進

一人ひとりの身体は、今まで生きてきた歴史や社会背景、本人の価値観によって作り上げられてきているため、それぞれの身体の問題解決は画一的なものではありません。生活の状態や、能力、ライフステージに応じた主体的な取り組みを重視して、健康増進を図ることが基本になります。

1-2 組織・団体の取り組みの推進

町民の生涯を通じた健康の実現を目指し、町民一人ひとりの主体的な健康づくり活動を支援していくために、地域にある施設等に出向いたり、医師会や歯科医師会、薬剤師会などに加え、健康づくりボランティア等とも十分に連携を図りながら、地域における関係機関や青年団・女性団体等の関係団体、行政等が協働して進めていきます。

1-3 町の取り組みの推進

町としては、一人ひとりの健康づくりに対する理解や考え方が深まり、確かな自己管理能力が身につくように、科学的な根拠に基づいた支援を積極的に進めます。

同時に、ともに生活を営み個人の生活習慣や価値観の形成の背景となる家族や、地域の習慣や特徴などの実態把握にも努め、情報を提供する事によって、地域の健康課題に対して町民が共同して取り組みを考え合う地域づくりができる地域活動を育成します。